

## 水道使用料金について

水道使用料金は、愛西市水道事業給水条例に基づき、以下のとおり徴収しています。  
 なお、平成28年4月1日に、八開地区と佐織地区の段階的統一及び水道事業の健全経営を図るため改定を行っています。

## 【消費税及び地方消費税抜】

料金等	水道使用料金 (現在)		水道使用料金 (平成28年4月1日改定前)	
	八開	佐織	八開	佐織
基本料金 超過料金				
基本(10 <sup>m</sup> )	1,650円	1,200円		1,047.23円
基本(20 <sup>m</sup> )			3,300円	
11 <sup>m</sup> -20 <sup>m</sup>	165円/ <sup>m</sup>	135円/ <sup>m</sup>	165円/ <sup>m</sup>	119.05円/ <sup>m</sup>
21 <sup>m</sup> -30 <sup>m</sup>	165円/ <sup>m</sup>	165円/ <sup>m</sup>		142.85円/ <sup>m</sup>
31 <sup>m</sup> -40 <sup>m</sup>	175円/ <sup>m</sup>	175円/ <sup>m</sup>		152.38円/ <sup>m</sup>
41 <sup>m</sup> -75 <sup>m</sup>	190円/ <sup>m</sup>	220円/ <sup>m</sup>		200.00円/ <sup>m</sup>
76 <sup>m</sup> -	195円/ <sup>m</sup>	230円/ <sup>m</sup>		228.57円/ <sup>m</sup>

※ 平成28年4月1日に実施した水道使用料金の改定は、以下の考え方にに基づきます。

★八開地区水道使用料金の考え方【消費税及び地方消費税抜】	
・基本料金	料金体系を佐織地区の10 <sup>m</sup> とし、佐織地区との料金比較及び健全経営の観点から、従前20 <sup>m</sup> 、3,300円の2分の1の <b>1,650円</b> とする。
・超過料金	料金体系を佐織地区に合わせ、5段階に見直すこととする。
11 <sup>m</sup> -20 <sup>m</sup>	佐織地区との料金比較及び健全経営の観点から、従前と同額の <b>165円/<sup>m</sup></b> とする。
21 <sup>m</sup> -30 <sup>m</sup>	佐織地区との料金比較及び健全経営の観点から、従前と同額の <b>165円/<sup>m</sup></b> とする。
31 <sup>m</sup> -40 <sup>m</sup>	佐織地区との料金比較及び健全経営の観点から、 <b>175円/<sup>m</sup></b> （6.06%UP）とする。
41 <sup>m</sup> -75 <sup>m</sup>	佐織地区との料金比較及び健全経営の観点から、 <b>190円/<sup>m</sup></b> （15.15%UP）とする。
76 <sup>m</sup> -	佐織地区との料金比較及び健全経営の観点から、 <b>195円/<sup>m</sup></b> （18.18%UP）とする。

★佐織地区水道使用料金の考え方【消費税及び地方消費税抜】	
・基本料金	料金体系を従前の通りとし、健全経営の観点から <b>1,200円</b> （14.59%UP）とする。
・超過料金	料金体系を従前の通りとする。
11 <sup>m</sup> -20 <sup>m</sup>	健全経営の観点から、 <b>135円/<sup>m</sup></b> （13.40%UP）とする。
21 <sup>m</sup> -30 <sup>m</sup>	健全経営の観点から、 <b>165円/<sup>m</sup></b> （15.51%UP）とする。
31 <sup>m</sup> -40 <sup>m</sup>	健全経営の観点から、 <b>175円/<sup>m</sup></b> （14.84%UP）とする。
41 <sup>m</sup> -75 <sup>m</sup>	健全経営の観点から、 <b>220円/<sup>m</sup></b> （10.00%UP）とする。
76 <sup>m</sup> -	健全経営の観点から、 <b>230円/<sup>m</sup></b> （0.61%UP）とする。